

## ソフトウェア使用契約書

公立大学法人富山県立大学（以下「発注者」という。）と  
(以下「受注者」という。)との間において、次の条項により、ソフトウェア使用契約を締結する。

### （総則）

第1条 受注者は、発注者に対し、別表の1のソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）を、別表の3の期間（以下「使用期間」という。）にわたり、第4条の使用料（以下「使用料」という。）をもって提供し、発注者はこれを使用する。

2 受注者は、発注者にソフトウェアを使用させるために必要な一切の手続きを行うものとする。

3 ソフトウェアの使用等は、別紙仕様書によるものとし、明示していない者又は疑義を生じたものについては、発注者の指示に従うものとする。

### （使用開始日）

第2条 受注者は、使用期間の開始日に差し支えのないように発注者にソフトウェアを使用させるために必要な手続きを行うものとする。

### （契約期間）

第3条 契約期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとするが、仕様書「2調達内容（1）②」に記載の物品（以下「物品」という。）については、令和8年4月1日までに別表の5に定める提供場所に納入するものとする。

### （使用料）

第4条 発注者は、受注者に対し本ソフトウェアに係る使用料として、金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）を支払うものとする。

2 前項の使用料の内訳は、次のとおりとする。

（1）ソフトウェア使用（以下「ソフトウェア使用料」という。）

金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）

（2）物品購入（以下「物品購入料」という。）

金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）

### （ソフトウェア使用料の支払）

第5条 発注者は、受注者に対し、前条第2項第1号のソフトウェア使用料について、使用期間中、毎月、別表の4に定める月額使用料を支払うものとする。

2 受注者は、ソフトウェア使用料を毎翌月の末日までに書面により請求するものとし、発注者は、受注者の正当な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 発注者は、前項の期限までに支払わないときは、期限到来の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、支払をすべき使用料について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号、以下「法」という。）第8条第1項の規定により財務大臣が

決定する率で計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(物品購入料の支払)

第6条 発注者は、受注者に対し、第4条第2項第2号の物品購入料について、第8条の検査に合格した後、受注者の請求により発注者が適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に支払るものとする。

2 発注者は、前項の期限までに支払わないときは、期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払をすべき物品購入料について、法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(遅滞料)

第7条 受注者は、発注者にソフトウェアを使用させるために必要な一切の手続きが完了しないことにより、発注者にソフトウェアを使用不可能な期間を生じさせたときは、使用期間の開始日から発注者がソフトウェアを使用可能になるまでの日数に応じ、未済部分に相当する金額について、法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

(検査)

第8条 提供するソフトウェア及び物品は、全て発注者の行う検査に合格したものに限るものとし、検査合格の決定と同時に引渡しが完了するものとする。

2 前項の検査は、受注者が物品を提供した日から10日以内に行わなければならない。検査に要する費用及び検査のため変質、消耗又はき損したものの損失は、全て受注者の負担とする。

3 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。受注者がこれに立ち会わないとときは、受注者は検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

(契約の変更)

第9条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し又は提供の中止をなすことができる。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者受注者協議のうえ、使用料又は使用開始日を変更するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第10条 受注者は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に委託業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者が第10条に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の

解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第12条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（損害賠償請求及び違約金）

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除された場合

(3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨にしたがった履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、前項の損害賠償のほか、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となつた場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するのみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、法第8条第1項の規定

に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(賠償の予約)

第15条 受注者は、この契約に関して、第12条第8号クからコまでのいづれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第12条第8号ク又はケに該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 第12条第8号コに該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(物価の変動)

第16条 契約締結後において物価の変動があつて、使用料が著しく不当となった場合は、その事情に応じて、発注者受注者協議のうえ、使用料を変更することがある。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者受注者協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 富山県射水市黒河 5180  
公立大学法人 富山県立大学  
理事長 山 本 修

受注者

(別 表)

1　名称 (形式、規格)	Microsoft 教育機関向けソフトウェア使用許諾権 (形式、規格は別紙仕様書のとおり)
2　使用物品等の数量	一式
3　使用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (36 ヶ月)
4　月額使用料	金　円 (消費税及び地方消費税を含む)
5　提供場所	別紙仕様書のとおり